（国際統一基準持株会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第三条　適用日から平成三十年三月三十日までの間における第七条第二項（第八条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七条第三項第十一号（第八条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第九条第一項第九号及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは、「附則別紙様式第三号」とする。

（国際統一基準持株会社における連結会計年度の開示事項に係る経過措置）

第四条　第七条第五項の規定は、平成二十六年三月三十一日前に終了した連結会計年度に係るものについては適用しない。

（国内基準行の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第五条　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十条第二項（第十一条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第四号」とあるのは、「附則別紙様式第三号」とする。

2　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十二条第二項（第十三条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同項中「別紙様式第五号」とあるのは、「附則別紙様式第四号」とする。

3　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十四条第三項の規定の適用については、同項中「別紙様式第四号により、前項第四号に掲げる事項は別紙様式第五号」とあるのは、「附則別紙様式第三号により、前項第四号に掲げる事項は附則別紙様式第四号」とする。

（国内基準持株会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第六条　適用日から平成三十一年三月三十日までの間における第十五条第二項（第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第十七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第五号」とあるのは、「附則別紙様式第四号」とする。

（附則別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目　(1)			
普通株式に係る株主資本の額			1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額			1a
うち、利益剰余金の額			2
うち、自己株式の額（△）			1c
うち、社外流出予定額（△）			26
うち、上記以外に該当するものの額			
普通株式に係る新株予約権の額			1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額			3
経過措置により普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
……（その内訳を記載）			
……			
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額　(イ)			6
普通株式等Tier１資本に係る調整項目　(2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			8+9
うち、のれんに係るものの額			8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			10
繰延ヘッジ損益の額			11
適格引当金不足額			12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			14
前払年金費用の額			15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			17
少数出資金融機関等の普通株式の額			18
特定項目に係る十パーセント基準超過額			19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額			22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額			23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額			25
その他Tier１資本不足額			27